

2 施設・設備の整備計画

県庁舎の整備にあたっては、基本理念である「県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり」を踏まえ、基本方針として掲げた

- (1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- (2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎
- (3) 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎

の実現を図るため、各施設・設備について、次のような考え方にに基づき計画します。

なお、整備にあたっては、「官庁施設^{※1}の基本的性能基準」及びその関係基準を準用し、庁舎として備えるべき性能を確保します。

(1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎

① 防災拠点としての基本性能

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、震度6強の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いため、新しい庁舎は、特に重要な防災拠点施設としての安全性能基準を満たすものとします。

- 地震災害発生時において、災害対策の指揮や情報伝達等の災害応急対策活動を行う特に重要な防災拠点施設としての機能を十分に発揮できる庁舎とするため、構造体や建築設備等について、国が定める「官庁施設^{※2}の総合耐震計画基準」を満たす安全性能を確保します。
- 災害発生時においても防災拠点施設としての機能を維持するため、電力及び通信の複数回線の引込みや重要幹線の二重化をはじめ、無停電電源装置^{※3}や自家発電設備による非常用電源の確保、受変電設備の設置場所の工夫等により、電力供給・通信システムの信頼性を確保します。
- 長崎魚市跡地とその周辺施設については、適切な対策を講じることにより、地震発生時の液状化対策や高潮・津波対策、洪水対策、長崎魚市跡地へのアクセスなど、防災拠点施設としての安全性は確保されます。

※1 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁施設に求められる社会性、環境保全性、安全性、機能性、経済性に関する性能の水準等を定めた基準のこと。

※2 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁施設として必要な耐震性能について定めた基準のこと。

施設が被害を受けた場合の社会的影響等を考慮して施設を分類し、構造体、建築非構造部材、建築設備について耐震安全性の目標を定めています。特に、災害対策の指揮や情報伝達等の災害応急活動に必要な施設については、大地震動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とし、構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類の安全性能を確保するものとされています。

※3 無停電電源装置

大容量のバッテリーを内蔵し、電力会社からの送電が停止した時に、内蔵バッテリーから電力を供給する装置のこと。

② 防災拠点としての機能

県民生活の安全・安心を確保するため、地震、台風、集中豪雨等の災害に対する高い安全性を持ち、様々な自然災害や事故発生時の救助等の応急対策を中心とした防災拠点として、県の司令塔機能を十分に発揮できる庁舎とします。

- 自然災害や大規模な船舶・列車事故等の緊急事態発生時において、救出・救助のための消防・警察・自衛隊等の派遣調整のほか、避難所対策や救援物資の調整、情報の提供等の被災住民対応を機動的かつ戦略的に行うため、災害対策本部や防災関係室の集中配置による一体的かつ機能的な活動施設として、庁舎の低層階に「危機管理防災センター（仮称）」を整備します。

なお、平常時においては、センター内の災害対策本部室を知事の記者会見等に活用することも想定しています。

- 災害時の情報収集や救助活動等を迅速かつ的確に行うため、防災ヘリコプター等が発着できる屋上ヘリポートを設置します。



災害対策本部のイメージ



防災対策室のイメージ



屋上ヘリポートの事例

③ 災害対策活動を支援する機能

敷地に隣接する耐震岸壁や防災緑地は災害時の物資輸送等の拠点となり、また、多くの人々が利用する長崎駅にも隣接することから、災害の状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど、県民の生命・財産を守るための災害対策活動を支援する庁舎とします。

- 敷地に隣接する耐震岸壁や防災緑地は、大規模な地震が発生した場合などに、被災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等の拠点として活用することが可能です。
- 災害発生時に、耐震岸壁や防災緑地、敷地内空地と一体となって、被災市町が設置する避難所に収容できない住民等の一時的な避難や、市町が設置する救護所等で対応できない救急患者への一時的な医療活動の場として活用するなど、災害の状況に応じて柔軟に対応できる機能を付加します。



災害時のエントランスホールのイメージ



災害時の防災緑地のイメージ

④ 防犯・交通安全のための機能

県民の安全で安心な暮らしを実現するため、犯罪等の未然防止や発生時の迅速かつ的確な対応、交通の安全性向上と円滑化を図るなど、防犯・交通安全の機能を十分に発揮できる警察本部庁舎とします。

そのため、次のような施設の整備・拡充を図ります。

○ 通信指令室

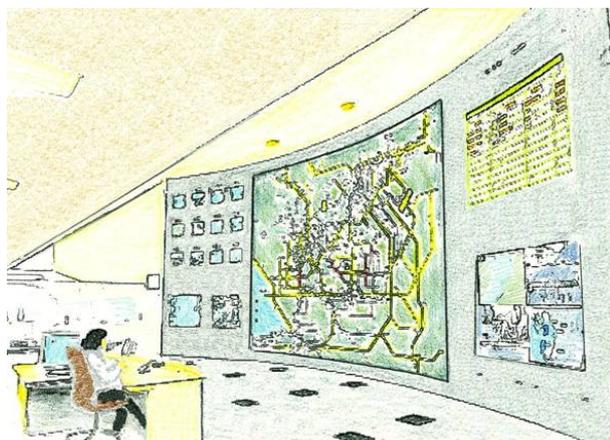
110番通報を受理後、犯罪等の未然防止や早期検挙・事案処理のための管轄警察署、パトカー等への指令や、緊急事態発生時に体制が整い総合的な指揮が執られるまでの初期段階の指令を行う「通信指令室」について、迅速で的確な対応ができるように、施設全体の規模や中央表示板を拡張するなど機能の充実を図ります。

○ 交通管制センター

渋滞や事故などで刻々と変化する交通状況を収集・分析して県民へのきめ細かい交通情報の提供や信号機の制御を行い、安全で快適な交通環境づくりを担う「交通管制センター」について、道路交通状況を詳細かつ的確に把握できるように、施設全体の規模や中央表示板を拡張するなど機能の充実を図ります。



通信指令室のイメージ



交通管制センターのイメージ

○ 科学捜査研究所

悪質・巧妙化する犯罪や新たな形態の犯罪等に対応するために、最先端の科学技術を用いて証拠資料を鑑定・検査して犯罪の立証や事故原因の解明を行う「科学捜査研究所」について、科学捜査力を向上させるため、施設全体の規模を拡張し、個別の鑑定室を設置するなど機能の充実を図ります。

○ 鑑識鑑定室

犯罪や事故の現場から採取した、犯人に結びつく指紋・足跡等の証拠資料を鑑定して犯罪の立証を行う「鑑識鑑定室」について、効率的で迅速な対応ができるように、作業室の設置やシステム室の規模を拡張するなど機能の充実を図ります。

○ 情報通信部システム室

警察本部と全国警察、警察署等や、警察本部内の各システム相互間を警察独自の通信回線で結ぶとともに、災害時にも途切れることのない通信網を構築することで警察活動全般を支える「情報通信部システム室」について、警察の神経系統としての役割を持つシステムの信頼性を高めるため、施設全体の規模を拡張し、作業室を設置するなど機能の充実を図ります。

○ 情報管理システム室

犯罪捜査をはじめ、運転免許、遺失物等に関する各種データの管理を行うことで警察活動全般を支える「情報管理システム室」について、警察業務の効率化や行政サービス向上の基盤となるシステムの信頼性を高めるため、施設全体の規模を拡張し、作業室を設置するなど機能の充実を図ります。



科学捜査研究所のイメージ

○ 総合指揮室

災害、大事故、重大事件といった緊急事態が発生した場合、現場の情報を映像、無線などで一元的に集約して早期に状況を把握し、迅速・的確な指揮を行うために必要な「総合指揮室」を整備します。

大規模災害が発生した場合は、総合指揮室で把握した状況に基づき、早期の被災者の捜索・救助、避難路・輸送路の確保、治安の確保、災害警備を行うために必要な県内警察署からの応援や、他県警察への応援要請の検討など必要な活動を行います。

なお、平常時には、会議室や研修室として使用します。

○ 武道場

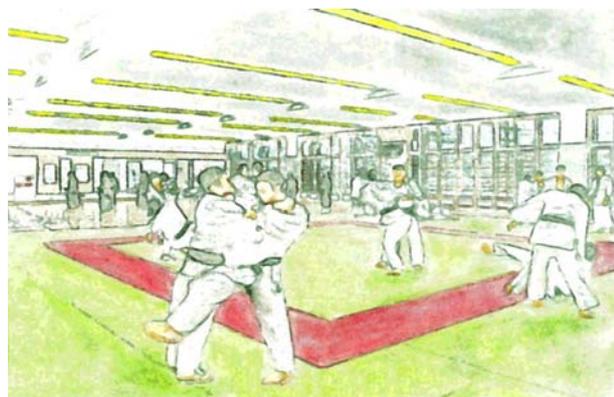
犯人の逮捕や災害時の活動等の困難な状況下でも、警察職員が県民の安全・安心を守るという職務を執行するため、日頃から柔道、剣道、逮捕術の訓練により心身を鍛えるために必要な「武道場」を整備します。

大規模災害が発生した場合には、県内外からの応援部隊の集結や待機場所としても活用します。

このほか、捜査関係訓練、部隊への無線機・装備品の配分や回収、警察官採用での体力試験時の利用等、日常業務での使用も想定しています。



総合指揮室のイメージ



武道場のイメージ

(2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

① コンパクトで低コストな庁舎

県民サービスをより一層向上させ、長崎県全体の活性化に繋げるため、分散している本庁機能を集約し、県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策を展開できる庁舎とします。

整備にあたっては、現庁舎の規模を基本として必要最小限度の機能のみを付加するとともに、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、コンパクトで低コストな庁舎とします。

- 県民の利便性や業務の効率性を高めるために、現在21箇所に分散している庁舎を同一敷地に集約します。

これにより、現在、庁舎や会議室等の民間からの借上げに要している年間約2億円の費用を削減できます。

- 庁舎の規模は、現況面積を基本とし、執務室を現況面積に現在廊下にあるキャビネットを配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積とするほか、新しい時代の県政推進に必要となる機能など、必要最小限度の機能のみを付加することとします。

- 行政棟と議会棟については、エントランスホールの共用や会議室の相互利用等を行います。

- 事業費の軽減を図るため、華美な装飾や地下駐車場等は設けないものとします。

- 環境共生型の庁舎とするために、断熱性の向上や高効率の設備システムの導入等に一定の費用を要しますが、建物使用時における光熱費を削減できるため、建設時から建物を使用する期間全体で見ると、費用を低減することができます。

② 柔軟で経済性の高い庁舎

道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とするなど、建物使用時においても、柔軟で経済性が高く、将来の県民負担を軽減できる長寿命な庁舎とします。

- 道州制の導入など将来の行政ニーズに対応して、例えば、県議会本会議場の用途変更や、将来の大規模な組織改正などに柔軟に対応できる庁舎とします。具体的には、庁舎の一部の他の用途への転用や、大規模な内装の改修を行いやすくするため、躯体と内装等を分離した工法を採用するなど設計の工夫を行います。
- 執務室をオープンフロアにすることにより、部局間の横断的な業務を進めやすくし、また、関係課や職員間のコミュニケーションや情報共有を図るとともに、将来の組織改正や業務内容の変化等に柔軟に対応できるものとします。
- 昼光センサーや人感センサーの活用、高効率の設備機器の採用、階段の位置等の工夫によるエレベーターの使用頻度の低減などにより、照明・空調・エレベーター等にかかる光熱費の低減を図ります。
- 電気・空調設備等については、それぞれの機種に応じて、15年から30年程度で更新を行う必要がありますが、その場合に、大規模な工事を伴わなくても更新できるような設計とします。



一般執務室（全景）のイメージ



一般執務室（通路と打合せスペース）のイメージ

③ 効率的で新たな施策を創り出す執務環境

執務室のほか会議室、来庁者との対応スペースなど、県民が気軽に利用できるとともに、効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備することにより、県民サービスを向上させる庁舎とします。

- 複雑・多様化する行政ニーズに対応していくため、執務室や必要な打合せスペース等を効率よく配置し、オープンフロアーにすることで部局を越えた職員間や県民とのコミュニケーションを向上させることにより、効率的に業務ができ、新たな施策を創り出すことができる執務環境を整備します。
- 執務室の規模については、現況面積に現在廊下にあるキャビネットを室内に配置するスペースと車椅子が通行できるスペースを加えた最小限度の面積としますが、文書管理方法の見直しや文書量の削減に取り組むとともに、現在各課ごとに配置されているコピー機等の事務機器を共有化することなどにより、効率的な執務環境を整備します。
- 会議室については、適切な規模を確保するとともに、多様な会議需要に対応できるように、必要に応じて間仕切りが変更できる共用会議室を整備します。
- 行政サービスの向上や行政事務の効率化などを図るため、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術に適切に対応できる庁舎とします。
- 議会庁舎については、県政の議決機関としての議会活動を円滑かつ効率的に行うことができるよう、本会議場や委員会室はもとより、会議室や議員執務室などの機能的な配置と適正な執務スペースを確保します。

④ セキュリティの確保

県民に開かれた庁舎とすることを前提としつつ、県が扱う県民の個人情報の保護など、セキュリティに配慮した庁舎とします。

- 県民に開放されたスペースを確保する一方で、県が扱う個人情報の保護を図るため、立ち入りを一定制限するスペースを明確にし、適切なセキュリティを確保します。
- 行政棟については、執務時間内には県民への開放性に配慮するとともに、執務時間外や閉庁日には執務室への入退室管理を行うなど、適切なセキュリティを確保します。
- 警察棟及び議会棟については、それぞれの特性に応じた適切なセキュリティを確保します。

⑤ 新時代環境共生型の庁舎

地球温暖化問題は世界共通の課題であり、今後、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出量を長期的に大幅に削減した^{※1}低炭素社会を目指す必要があることから、公共建築物の整備にあたっては、率先してその対策に取り組む必要があります。

このように、地球規模で温暖化対策が求められている中で、省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行う新時代環境共生型の庁舎とします。

- 建物の断熱性の向上等による熱負荷の低減、太陽光等の自然エネルギー利用、高効率の設備システム、設備を効率よく運転するための中央監視システムの採用などにより、庁舎で消費されるエネルギーを大幅に削減し、他県に先駆けて、建物使用時におけるCO₂等の排出量の大幅な削減を図ります。
- 建設から解体等までの建築物のライフサイクル全体を通じてのCO₂等の排出量を削減するための取り組みを行います。
- このほか、「^{※2}グリーン庁舎」の考え方も採り入れて、他県に先駆けて低炭素社会の実現を目指すための最先端の取り組みを行う環境共生型の庁舎とするため、^{※3}CASBEE（建築環境総合性能評価システム）において、最高ランク（Sランク）の評価を受けることを目指します。
- CO₂等の排出量削減のためには、断熱性の向上や高効率の設備システムの導入等に一定の費用を要しますが、建物使用時における光熱費を削減できるため、建設時から建物を使用する期間全体で見ると、費用を低減することができます。
- 自然エネルギーの活用やLED照明など、最先端の技術について、設置費用とCO₂や光熱費の削減効果を比較したうえで、導入を検討します。
- 低炭素社会の実現に向けて電気自動車の導入促進を図るため、電気自動車の充電設備を設置します。
- 省エネルギーやCO₂等の排出量削減への取り組みを通じて、地域や来庁者に対し、低炭素社会の実現に関する情報発信や啓発を行うことができる庁舎とします。

※1 低炭素社会

二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出を抑える社会のこと。

低炭素社会の実現を目指すため、日本としては温室効果ガス排出量を、中期的にはすべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比で25%削減、長期的には2050年までに1990年比で80%削減することを目標に掲げています。

特に、建築物を利用することによるCO₂排出量は、日本全体の排出量の約3分の1を占めることに加え、建築物は一度建設されると長年にわたって使用され、影響をもたらすものであることから、中長期的視点に立った地球温暖化対策として、建築物における取り組みは極めて重要な役割を担っています。



太陽光発電の事例

〔参考〕



グリーン庁舎のイメージ（国土交通省のホームページより）

※2 グリーン庁舎

官庁施設の環境負荷の低減を図るため、施設の長寿命化、建設副産物の発生抑制など資材等の適正使用・適正処理、環境負荷の少ない自然材料（エコマテリアル）等の採用、省エネルギー・省資源、緑化率の向上等による周辺環境保全などについて一定の水準を満足し、先導的な役割を担う庁舎。

国において、「グリーン庁舎建設基準」が定められています。

※3 CASBEE（建築環境総合性能評価システム）

建築物を環境性能で評価し格付けする手法で、省エネルギーや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面はもとより、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムのこと。

「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「B-ランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階の格付けが与えられます。

(3) 県民に優しく、県民が親しみを感ずる庁舎

① 交流と協働の場となる庁舎

庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。また、平日は、行政棟のエントランスホールや展望施設についても県民が自由に利用できるようにするとともに、執務室も県民に対してよりオープンにして、県民と行政との協働や県民の県政への参画が容易にできるようにします。さらに、閉庁日は、エントランスホールや展望施設に加え、会議室についても県民が利用できるようにします。

このように、敷地を含め、県民に開かれ、憩いや交流と協働の場となり、県民が気軽に利用できる庁舎とします。

また、「人」と「もの」の交流を拡大して長崎県の活力の向上を図るため、本県の魅力や情報を幅広く発信できる庁舎とします。

- 隣接する防災緑地や敷地内空地を活用し、県民が気軽に訪れ、自由に集い、憩い、語らう交流の場として公園的な空間を整備します。
- 県民だけでなく県外や海外から本県を訪れた観光客が自由に利用できる展望施設や喫茶室などを設置し、グラバー園や水辺の森公園、稲佐山など周辺の観光スポットとの連携を図り、夜間も含め開放します。また、食堂についても広く県民等に開放します。なお、海外からの観光客等のため、必要な外国語表示を行います。
- 県民と行政との協働により豊かな発想で各種施策が展開されるようにするため、^{※1}庁中管理規則に基づき執務室を県民に対してよりオープンにするるとともに、県民と県職員が活発な意見交換等を通じて、互いを知り、互いに繋がり、共に新たな施策を創り出すためのスペース（県民協働会議室等）を確保します。
- 庁舎の下層階に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールを設けるほか、県内のNPO・ボランティア団体などが閉庁日等に利用できる会議室を整備します。
- 行政棟・議会棟に隣接してまとまった空地を設け、エントランスホールや隣接する防災緑地と連携して、県民参加のイベント等に活用できるようにし、そのために必要となる大型映像装置等の設備を整備します。

※1 庁中管理規則

知事が管理する庁舎（敷地を含む。）やその附属物（施設物、構築物、樹木等を含む。）を管理するうえで必要な事項を定めた県の規則のこと。

- 自然、歴史、文化、景観、農水産物等の県産品など、様々な観光・物産情報のほか、県や市町の様々な情報を幅広く発信し、社会見学等にも対応できる「県民情報センター（仮称）」を設置します。その具体的な内容は、既存施設や長崎駅周辺のまちづくりに伴い整備される各種施設との役割分担を踏まえて検討します。



庁舎敷地の公園的な空間のイメージ



エントランスホールのイメージ



県民情報センター（仮称）のイメージ

② 県民の利便性の確保

敷地内に、来庁者の駐車場やタクシーの待機所などを設けるほか、長崎駅の新駅舎や周辺道路からの歩行者動線を確保するなど、県内各地域から訪れる県民の利便性に優れ、県民が訪れやすい庁舎とします。

- 県内全域からの県民の利用を考慮すると、駐車場の確保は不可欠であることから、将来の公用車の削減見込みや来庁者の状況を踏まえ、適切な駐車スペースを確保します。

また、敷地や隣接する防災緑地と一体となった公園的な空間や会議室等の利用者に配慮して、閉庁日にも駐車場を利用できるようにします。

- 敷地内にタクシーの待機所を設けるほか、バスの停留所の設置について関係機関と協議を行います。
- 来庁者が目的の部署等に円滑にたどり着けるよう、部局や各施設の配置に配慮し、わかりやすい案内表示を行うとともに、来庁者の利便性を図るためのワンストップ窓口を設置します。
- 長崎駅の新駅舎や周辺道路からスムーズにアクセスできるような歩行者動線を確保するとともに、歩行者の安全確保のために、敷地内での歩行者と自動車の動線を可能な限り分離します。

③ ユニバーサルデザイン

お年寄りや障害のある方など誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー化を推進するなど、県民に優しく、県民が使いやすい庁舎とします。

- お年寄りや障害のある方などすべての来庁者が安心して利用できる庁舎とするため、^{※1}関係規定を踏まえ、移動しやすく、わかりやすく、使いやすい施設とします。

具体的には、車椅子で通行しやすい通路幅を確保するとともに、スロープや手すり、休憩用ベンチを設置するほか、障害のある方が利用しやすいエレベーターや^{※2}多目的トイレ、^{※3}オストメイト用トイレ、点状床ブロック、来庁者のための授乳室やオムツ交換台の設置など、きめ細かな配慮を行います。

- エントランスホールなど、多くの県民が訪れる場所では、利用者数に応じた適切な広さのトイレを整備します。



多目的トイレの事例



授乳室の事例

※1 関係規定

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」
- 「長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針」
- 「長崎県福祉のまちづくり条例」
- 「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 等

※2 多目的トイレ

お年寄りや障害のある方、子ども連れの方など、誰もが使いやすいように作られたトイレのこと。

※3 オストメイト用トイレ

人工肛門や人工膀胱の排泄口を造設した人が使いやすいトイレのこと。

④ 県民が身近に感じる議会庁舎

県議会は、県民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能や行政に対する監視機能を十分に発揮していく必要があります。このため、県議会の活動や県政の重要課題の審議状況を広く県民に知ってもらえるよう、県民が身近に感じる議会庁舎とします。

- 十分な傍聴席数を確保するとともに、お年寄りや障害のある方に配慮した車椅子による傍聴ができるような施設とします。
- 各種表彰等の式典や県民に県政に参画していただくための啓発等に活用できるような本会議場とします。
- 県民と議員の面談スペースを確保し、議員が県民の声を議会活動に活かせるような施設とします。

⑤ 周辺のまちづくりとの連携、景観やデザイン等への配慮

長崎のまちの魅力や交流機能を高め、ひいてはその効果を長崎県全体に波及させるきっかけとするため、周辺のまちづくりとの連携や「港」の風景との調和を図るなど、景観やデザイン等に配慮した庁舎とします。

- 敷地の周辺において、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、長崎駅の新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。
- 庁舎のデザインについては、周辺地域や水辺の森公園などに加え「港」の風景との調和を図ります。また、長崎の地形的な特性を踏まえ、海上や稲佐山・立山・風頭山・鍋冠山などの眺望場所からの景観にも十分に配慮し、長崎のまちにふさわしい庁舎とします。
- ^{※1}長崎市景観基本計画や^{※2}長崎市景観計画に沿ったデザインとするとともに、長崎駅周辺地区や環長崎港地域のまちづくりとの整合を図ります。
- 末永く県民に親しまれる庁舎とするため、案内表示等に本県の特産品を活用します。

※1 長崎市景観基本計画

長崎市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方向を示すマスタープラン。

※2 長崎市景観計画

長崎市景観基本計画に定める理念や方向を踏まえ、景観法に基づき、地区ごとに建築等のルールを定める計画。

◇ 眺望場所の例



(長崎市景観計画(案)より)